和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市手数料条例の一部を改正する条例

和光市手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前
改正後 別表(第2条関係) (1)~(7)(略) (8) 建築物のエネルギー消費 <u>る法律</u> (平成27年法律第 事項 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律(以下うの表において「法」というる他の建築物に対して、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物が記載された同条第1項の認定を受いる法第12条第1項の規定に基づく				改正前 別表(第2条関係) (1)~(7)(略) (8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律(平成27年法律第53号)関係 事項 単位 金額 備考 建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第34条第3項に規定する 他の建築物について、当該建 築物が記載された同条第1項 に規定する建築物エネルギー 消費性能向上計画が同法第3 5条第1項の認定を受けたことを示す図書の交付を受けて いる法第12条第1項又は第 13条第2項の規定に基づく
建築物エネルギー消費性能適 合性判定				建築物エネルギー消費性能適
(略)				(略)
建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律施行規 則(平成28年国土交通省第 5号)第11条の規定に基づ く軽微な変更に該当している ことを証する書面の交付	(略)	(略)	(略)	建築物のエネルギー消費性能
(9)~(17) (略)				(9)~(17) (略)

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和光市長 柴﨑 光子

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正法の施行に伴い、引用している法律名を変更するための所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。